

令和6年11月25日

令和6年11月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月25日（水）午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第37号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 報告第21号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について
- 報告第22号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
- 報告第23号 農用地利用集積計画の合意解約について
- 報告第24号 農地法第18条の規定による通知について

局長 ただいまより令和6年11月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日の出席委員は14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議事録署名委員は8番藤井会長職務代理、9番綱木委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第37号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第37号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和6年11月5日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が14件、更新が13件、農地中間管理権の新規が1件、更新が0件で、合計28件、74筆、75,937.8㎡となっております。

なお、利用権を結んでいた農地の一部の利用権を移転した案件が1件、1筆、988㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第37号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
なお、受付番号175については、譲渡人が所有する隣接農地が遊休農地であったため先月の総会にて審議保留となった案件ですが、これは解消されております。
受付番号175、196については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 それでは、受付番号175について、浦庄字大万の担当であります3番岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第38号、農地法第3条許可申請、受付番号175について、説明いたします。

申請地は、浦庄字大万〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田、877㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏です。

譲渡人が県外に居住し農地の耕作が困難であるため、申請地を耕作してきた譲受人と農地の売買を行います。

現在、譲受人は水稻を〇〇〇〇㎡耕作し、トラクター〇台、コンバイン〇台、田植機〇台、乾燥機〇台を所有し、年間250日農作業に従事しております。

この案件は、譲渡人が所有する隣接地が遊休農地となっていることから、先月の総会で審議保留とされたものです。

今回の総会にあたり11月19日に阿部委員と吉浦委員、私の3名で、隣接農地

の状況を確認したところ雑草等は刈り払われておりました。
田幡会長及び事務局も確認されております。
このことから本総会では許可相当と考えます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号175について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号175は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号196について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第38号、農地法第3条許可、受付番号196について、説明いたします。
11月18日に阿部委員と私の2名で、委任を受けた行政書士及び土地を仲介したという方に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇ほか2筆で登記地目が田、現況地目が田、合計539㎡、売買です。
申請地は譲受人の居宅の南側から東側にかけて隣接し、取得後はナスとピーマンの栽培を予定しているとのこととです。
農機具は、管理機〇台を購入予定です。
譲受人の年間農業従事日数は夫婦で200日ほどの予定で、これまで農作業の従事経験はないものの、それほど広くない耕作地で自家消費野菜を栽培することから周囲の農地への影響はないと考えます。
よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号196について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号196は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については4件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号197から200については、以上です。

議 長 それでは、受付番号197について、浦庄字国実の担当であります4番阿部委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第39号、農地法第5条許可申請、受付番号197について説明いたします。

申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、1, 187㎡です。
譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏、転用目的は資材置場及び駐車場です。

11月19日に田幡会長、藤井会長職務代理、岩本委員、吉浦委員、事務局2名と私で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

これにつきましては、前年に申請があったものの隣接する資材置場の農地転用ができていないことから取り下げとなっていた案件であります。隣接資材置場の違法転用状態の解消をまって本案件が申請されました。

申請地は周囲に新設擁壁を設けて造成します。

雨水は地下浸透ですが、台風などの大雨があった場合は集水枡から町道側溝に流す計画です。

譲受人が代表取締役を務める有限会社と使用貸借契約を結び、会社が転用目的により使用します。

また、隣接する資材置場では、事業用地が不足しているとのことでありますので、許可相当でないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号197の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された、第1種農地です。

概ね50m以内に5軒の住宅が存在し、集落接続をしておりますので、町内事業者等が資材置場に転用することが可能であります。

令和5年9月総会の議案第54号、受付番号152で審議し許可相当の意見をいただきましたものの、その後取り下げとなった案件であり、ほぼ同じ内容で、再度申請がされております。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、資材置場及び駐車場です。

譲受人が代表取締役を務める土木建築会社の事業量が増加し、資材置場及び従業員、来客者用の駐車場が不足するため、売買して転用するものです。

譲受人と土木建築会社は、使用貸借契約を締結します。

申請地は、東側を町道に接しており、ここから資材を運搬します。

申請地の南側は、併せて利用する土地である譲受人の既存資材置場のため、資材の運搬に支障はないと思われれます。

なお、併せて利用する土地、国実〇〇〇番〇の地図の中に別人名義の墓地、16㎡が表示されておりますが、この部分は現況が空地となっており、事業への影響等はありません。

町道、資材置場以外は農地と接しております。町道に接する部分以外は新設コンクリート擁壁で囲い、その高さ以内で造成するため、土砂の流出等で周辺農地に被害を及ぼすおそれはないとのこと。

雨水は地下浸透となります。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

土木建築会社の預金残高証明書により、事業に対して十分な資金があることが確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号197について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号197は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして受付番号198について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第39号、農地法第5条許可申請、受付番号198について説明いたします。

11月19日に岩本委員、吉浦委員と私で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記が田、現況が休耕地、450㎡です。

貸人は〇〇〇〇氏、借人は〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の夫婦、転用目的は分家住宅です。

第2種農地である農地の一部を分筆して宅地に転用し、残地は農地として耕作を続けます。現在はトラクターを使用して適切に維持管理がされております。

転用において、貸人と借人は使用貸借契約を結びます。

申請地は周囲に新設擁壁を設けて、町道に高さを合わせて造成します。

排水は、南側農地を通し、麻名用水土地改良区から排水同意を得て用水に流します。

よって、許可やむを得ないと考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号198の申請地は、昭和46年の線引き時点から農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家の分家住宅で、借人が貸人である母の所有する農地を使用貸借して転用します。

申請地は、西側が町道、北側が宅地、東側と南側が農地です。

新設コンクリート擁壁で囲い造成するため、土砂の流出等で周辺農地に被害を及ぼすおそれはないとのことです。

取水は、西側町道の水道本管から給水管を引き込みます。

排水は、合併浄化槽から南側の貸人の農地を通して麻名用水土地改良区の用水に流します。

麻名用水土地改良区の意見書及び放流同意書が添付されております。

借人の〇〇〇〇氏の融資証明書により、事業に対して十分な資金があることが確認できます。この資金を借人夫婦で、転用目的のため使用することに対する承諾書が添付されております。

開発行為許可にかかる申請書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないものと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号198について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号198は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして受付番号199について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第39号、農地法第5条許可申請、受付番号199について説明いたします。

11月19日に岩本委員、吉浦委員と私で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記が田、現況が休耕地、65㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏、転用目的は農地への進入路、第2種農地です。

申請地は、南側の譲渡人の農地への進入経路であったとともに一部は譲受人の進入経路としても使用されておりました。

現在、南側農地は農地改良により造成を行ったため申請地から分断され、別の経

路から進入しております。

そのため、申請地に雑草が生えてしまい管理が大変であるため、譲受人に無償で譲渡することになったとのことでした。

申請地は特に造成は行わず、整地の後に砕石を敷く計画です。

なお、譲受人は県外に居住する不在地主であるため、利用権により町内の方に耕作をしていただく手続きを行ったことを事務局が確認しております。

ここを通らないと譲受人の農地に進入できないことから、許可やむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号199の申請地は、昭和46年の線引き時点から農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

西側の譲受人の農地への進入路を確保するため売買し、転用します。

申請地は東西1.96mと狭く、東側が地上げされた宅地で、日照条件も良くないことから休耕地となっております。

分筆前は、南側の田への進入路部分でありましたが、現在は別の経路から進入し耕作しております。

国道から譲受人の田へはコンクリート舗装された下坂から進入しておりますが、この部分は幅が狭く、高低差が大きいことから安全性に問題があるとのことでした。

そこで、農地の東側に通路を設けることで、国道からの進入の安全性を確保するとともに西側の田の耕作における利便性を高めたいとのことでした。

申請地は、北側が国道、東側が宅地、西側は譲受人の農地です。南側は申請地を分筆した田ですが、高低差があるためコンクリートブロックで仕切られております。

造成については、整地の後に再生クラッシャーを敷きます。土砂の流出等で周囲の農地に被害を与えることはないとのことでした。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないものと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(8番藤井会長職務代理挙手)

8 番 申請地の西側農地の借人が譲受人の農地を耕作するのですか。

4 番 申請地は耕作しますが、ほかの農地は別に管理するとのこと。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号199について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号199は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号200について、高川原字市楽の担当であります14番大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第39号、農地法第5条許可申請、受付番号200について説明いたします。

11月19日に上田委員、近久委員と私で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、登記が畑、現況が畑で、借人の住宅を建てるために祖母である貸人の農地の一部を分筆し、使用貸借契約を結んで農地転用します。

申請地には、西側県道から併せて利用する宅地を通して進入します。

造成については、南北は既存擁壁を利用し、東西には新設擁壁を設置して盛土と転圧を行います。

申請地は実家に近く、住宅完成後は農業の手伝いも容易になります。

生活排水は、合併浄化槽を通して北側の用水路に放流します。

今後は、地先である用水路の草刈りや清掃等、管理に協力されることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書及び放流同意書も添付されております。

よって本申請に問題はないと思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について

て、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号200の申請地は、昭和46年の線引き時点から農用地区域から除外されております。

農地の種別は、第1種農地ですが、概ね50m以内に3件以上の住宅があり、集落接続しております。

進入口となる併せて利用する宅地、98.06㎡と合わせると住宅敷地として利用する登記地積は計574.06㎡です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

転用目的は農家の分家住宅で、実家の近隣の農地を使用貸借して転用します。

申請地の周囲は、東側が宅地、ほかは農地となっております。

申請地はコンクリート擁壁で囲い造成するため、土砂の流出等で周辺農地等に被害を及ぼすおそれはないとのことです。

取水は、東側県道の水道本管から給水管を引き込みます。

排水は、合併浄化槽から北側の麻名用水土地改良区の用水に流します。

麻名用水土地改良区の意見書及び放流同意書が添付されております。

借人の融資証明書により、事業に対して十分な資金があることが確認できます。

開発行為許可にかかる申請書の写しが添付され、分家住宅の開発の上限600㎡以内として認められる見込みとのことであります。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないものと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号200について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号200は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第21号、農地法第3条の規定による許可申請の取下願について及び報告第22号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願についての各3件については営農型太陽光発電にかかる転用申請及び区分地上権の取り下げです。

報告第23号、農用地利用集積計画の合意解約については、4件受理しました。報告第24号、農地法第18条の規定による通知については、2件受理しました。報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(13番近久委員挙手)

13番 農地の貸借の解約が非常に多いのですが、それはどのような理由によるのでしょうか。

事務局 借人が個人である場合は、高齢のため耕作できなくなったことが主な理由です。また、法人の借人においては、人手が足りないため解約することもあります。

13番 営農型太陽光発電用地についてですが、農地としての収益だけでなく、上部で発電事業を行っているため、その売り上げの一部が営農協力金として農地の所有者に収益をもたらしています。

それにもかかわらず、土地の固定資産税額が通常の農地と同じとなっていることに問題を感じます。

議長 近久委員のご意見のとおりですが、税金については国が決定することですので、農業委員会としては、何とも申し上げられないと考えます。

議長 ほかに事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(8番藤井会長職務代理挙手)

8番 農地中間管理機構を通した場合は、貸借から解約までの流れがわかりにくいように思います。

事務局 貸借開始時点においては、議案書に農地の所有者と農地中間管理機構である公益財団法人、徳島県土地開発公社及び耕作者が記載されております。

しかし、耕作者が農地を解約した場合は、公益財団法人、徳島県土地開発公社がいったん農地を預かって次の耕作者を探します。

そして、耕作者が見つからない場合は、公益財団法人、徳島県土地開発公社から所有者に農地を返すこととなります。

よって期間なずれがあるため、貸借開始時点とは表記が異なることとなります。

議 長 ほかに発言のある方は、挙手をお願いいたします。
(13番近久委員挙手)

13番 農地の貸借の解約が多いようなので、石井町の農地の耕作をどのように引き継いでいくのか、石井町及び農業委員会が考えなければならないと感じます。

議 長 先日の神山町における勝名地区の研修会で、地産地消を行う食堂経営者が農地経営とともに新規就農者の研修と農地の貸借の援助を行っておりました。
このような方法もありますので、参考事例として紹介させていただきます。

議 長 ほかに事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(4番阿部委員挙手)

4番 農地利用集積計画においては、さらに一步踏み込んで1ヘクタール以上の大規模経営者に集積していかないと、高齢者が多い小規模経営者との貸借では、将来的に耕作が継続していかなくなるおそれがあります。

あと、営農型太陽光発電施設の下部においてサカキを栽培する計画で再度申請する意向があるようですが、サカキが8割の収益をもたらす根拠及び販売市場はどうなっているのでしょうか。

事務局 太陽光パネルの下で栽培されたサカキが、競争力をもった商品として栽培され流通するのか現時点ではわからないので、根拠を示していただくよう依頼しております。

議 長 1ヘクタール以上の耕作面積で農地を集積していくことについては、地域計画における協議の場で提言したいと考えております。

議 長 ほかに、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和6年11月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思ひます。慎重審議ありがとうございました。